

報告第 28 号

生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則の一部を改正する規則について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第6条第5号の規定により、次のとおり報告する。

平成28年9月27日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則の一部を改正する規則

生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則（平成24年6月生駒市規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表第2の4の表中「フルコンサートグランドピアノ」を「フルコンサートグランドピアノ（たけまるホールに係るものを除く。）」に、「コンサートグランドピアノ」を「フルコンサートグランドピアノ（たけまるホールに係るもの）」に改める。

附 則

この規則は、平成28年9月27日から施行する。